

第1編 総論

第1章 市の責務, 計画の位置付け, 構成等

住民の生命, 身体及び財産を保護する責務にかんがみ, 国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため, 以下のとおり, 市の責務を明らかにするとともに, 市の国民の保護に関する計画の趣旨, 構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

[法第3条]

市（市長及び他の市の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

[法第35条]

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

[法第35条]

市国民保護計画においては、市に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し, 変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民の保護に関する基本指針の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、呉市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

[法第 39 条]

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

※ 国民保護法施行令で定める軽微な変更

第 5 条 法第 33 条第 7 項ただし書、第 34 条第 8 項ただし書、第 35 条第 8 項ただし書及び第 36 条第 7 項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 1 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項若しくは同法第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 2 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 4 号の指定行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第 6 号の指定公共機関）、指定地方公共機関（法第 2 条第 2 項の指定地方公共機関をいう。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- 3 前 2 号に掲げるほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更